

様式3

当初

工事執行機関

相双農林事務所

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

| | | | | | | |
|-------------|--------------------------------|---------|------------------|--|------------|-----------|
| 年 災 | | 事 項 | 農地防災事業費（県単） | | 契 約 | 令和5年9月22日 |
| 工事番号 | 23-36260-0226 | 工 事 名 | 復興基盤総合整備0501業務測量 | | 着 工 | |
| 入札執行年月日 | 令和5年9月19日 | 発 注 種 別 | 地上測量 | | 完 成 | |
| 審 議 番 号 | 公 所 | | 本 庁 | | | |
| 路 線 ・ 河 川 名 | 原町東地区 | | | | 予 定 価 格 | |
| 工 事 箇 所 自 | 南相馬市原町区萱浜地内外 | | | | 39,814,500 | |
| | 至 | | | | 最低制限価格 | |
| 工 事 概 要 | 農道台帳作成 L=38.4km、施設台帳作成 A=393ha | | | | | |

| 業 者 コ ー ド 業 者 名 | 落 札 者 の 住 所 | | |
|-----------------------------|-------------------|-----|---------------|
| | 入 札 額 及 び 再 入 札 額 | | 落 札 額 (契 約 額) |
| 900013020 福島県土地改良事業団体連合会 | 福島市南中央3丁目36 | | |
| | (1) 35,500,000 | (2) | 39,050,000 |
| | (3) | (4) | |
| | (1) | (2) | |
| | (3) | (4) | |
| | (1) | (2) | |
| | (3) | (4) | |
| | (1) | (2) | |
| | (3) | (4) | |
| | (1) | (2) | |
| | (3) | (4) | |
| | (1) | (2) | |
| | (3) | (4) | |
| | (1) | (2) | |
| | (3) | (4) | |
| | (1) | (2) | |
| | (3) | (4) | |
| | (1) | (2) | |
| | (3) | (4) | |
| | (1) | (2) | |
| | (3) | (4) | |

※ 上記入札額に、消費税を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 測量等委託の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

様式3（裏面）

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

本業務は、ほ場整備事業にて整備した農道や施設の台帳を整備する業務である。
農道台帳は、管理者である市町村が保管・更新を行うが、台帳記載延長が毎年度の地方交付税算定の基礎数値になることから、農林水産省通達により、その正確性を確保するため、市町村は県土地改良事業団体連合会に記載数値の点検・確認を受けることとされており、県土地改良事業団体連合会は、県内全ての農道台帳を管理していると共に、当該団体は点検・確認した数値を全国土地改良事業団体連合会を通じて農林水産省に報告することとされている。

また、施設台帳は、将来にわたり農業水利施設として土地改良区等が適切に維持管理及び施設更新を行えるよう作成するものであり、確定測量等のデータを基礎資料として、事業計画書や全体実施設計を十分に踏まえ業務を行う必要があり、土地改良事業制度に精通した技術力と、専門的な知識を必要とするものであることから、本業務に関する経験豊富な業者との随意契約とする。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当

福島県財務規則施行通達第269条関係第1項第2号
「契約の内容又は性質上、2人以上の者から見積書を徴することが困難又は不相当であるとき」に該当